議案第１３号

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例及び恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例及び恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和７年１２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例及び恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（恵庭市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正）

第１条　恵庭市長及び副市長の給与に関する条例（昭和２３年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第１条・第２条　（略）	第１条・第２条　（略）
第３条　（略） ２　（略） ３　期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	第３条　（略） ２　（略） ３　期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

現行	改正案
(1)～(4)　(略) 第４条　(略)	(1)～(4)　(略) 第４条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第２条　恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和３１年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第１条・第２条　(略) 第３条　(略) ２　(略) ３　期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に 100 分の 230 を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略) 第４条～第６条　(略)	第１条・第２条　(略) 第３条　(略) ２　(略) ３　期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に 100 分の 232.5 を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略) 第４条～第６条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の恵庭市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）及び第２条の規定による改正後の恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定は、令和７年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

２　改正後の市長等給与条例及び改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の恵庭市長及び副市長の給与に関する条例及び改正前の恵庭市教育委員会教育長の

給与等に関する条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の市長等給与条例及び改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（令和７年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

３　恵庭市長及び副市長に対し令和７年１２月に支給する期末手当に関する改正後の市長等給与条例第３条第３項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「１００分の２３２．５」とあるのは、「１００分の２３５」とする。

４　恵庭市教育委員会教育長に対し令和７年１２月に支給する期末手当に関する改正後の教育長給与条例第３条第３項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「１００分の２３２．５」とあるのは、「１００分の２３５」とする。

（規則への委任）

５　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第１４号

恵庭市職員の給与に関する条例及び恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

恵庭市職員の給与に関する条例及び恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和７年１２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市職員の給与に関する条例及び恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（恵庭市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　恵庭市職員の給与に関する条例（昭和３１年条例第８号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第9条の2　(略) (通勤手当) 第9条の3　(略) 2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　(略) (2)　前項第2号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務	第1条～第9条の2　(略) (通勤手当) 第9条の3　(略) 2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　(略) (2)　前項第2号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務

現行	改正案
職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア・イ　(略) ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,100円 エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　1万円 オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　1万2,900円 カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　1万5,800円 キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　1万8,700円 ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　2万1,600円 ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　2万4,400円 コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　2万6,200円 サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　2万8,000円 シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　2万9,800円 ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　3万1,600円 (3)　(略) 3～6　(略)	職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア・イ　(略) ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,300円 エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　1万400円 オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　1万3,500円 カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　1万6,600円 キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　1万9,700円 ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　2万2,800円 ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　2万5,900円 コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　2万9,100円 サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　3万2,300円 シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　3万5,500円 ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　3万8,700円 (3)　(略) 3～6　(略)

現行	改正案
第9条の4～第14条の2　(略)	第9条の4～第14条の2　(略)
(管理職員特別勤務手当) 第14条の3　(略) 2　前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定に基づく規則で定める職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(勤務を要しない日又は休日以外の日に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3・4　(略)	(管理職員特別勤務手当) 第14条の3　(略) 2　前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定に基づく規則で定める職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(勤務を要しない日又は休日____の日に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3・4　(略)
第15条・第16条　(略)	第15条・第16条　(略)
(期末手当) 第17条　(略) 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125___を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略) 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125___」とあるのは「100分の70___」とする。 4・5　(略)	(期末手当) 第17条　(略) 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　(略) 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。 4・5　(略)
第17の2・第17の3　(略)	第17の2・第17の3　(略)
(勤勉手当) 第17条の4　(略) 2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超え	(勤勉手当) 第17条の4　(略) 2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超え

現行	改正案
てはならない。 (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第6項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105　を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50　を乗じて得た額の総額 3～5　(略)	てはならない。 (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第6項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額 3～5　(略)
第18条～第22条　(略)	第18条～第22条　(略)

別表第1(第4条関係)

職員の区分	号俸＼級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,	240,	272,	307,	333,	366,	421,

別表第1(第4条関係)

職員の区分	号俸＼級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,	251,	283,	318,	344,	378,	433,

現行							
	900	500	300	900	400	600	100
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300

改正案							
	200	700	200	800	600	200	500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700

現行							
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,	276,	316,	363,	381,	408,	450,

改正案							
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,	286,	326,	374,	392,	419,	463,

現行								改正案							
	400	000	300	700	700	400	900		800	000	400	300	600	800	000
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	

現行							
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	415,900	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	416,200	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	416,400	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	416,600	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	416,900	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,	296,	344,	385,	397,		

改正案							
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	427,200	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	427,500	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	427,700	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	427,900	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	428,200	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,	304,	354,	395,	408,		

現行								改正案							
	800	000	500	000	500				000	800	200	400	300		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	256,000	297,100	346,000	386,500	398,400			86	266,200	305,800	355,700	396,900	409,200		
87	256,300	297,400	346,400	386,900	398,700			87	266,500	306,100	356,100	397,300	409,500		
88	256,600	297,700	346,800	387,300	398,900			88	266,800	306,400	356,500	397,700	409,700		
89	256,900	298,000	347,000	387,600	399,100			89	267,100	306,700	356,700	398,000	409,900		
90	257,200	298,300	347,400	388,100	399,400			90	267,400	307,000	357,100	398,500	410,200		
91	257,500	298,600	347,800	388,500	399,700			91	267,700	307,300	357,500	398,900	410,500		
92	257,800	299,000	348,200	388,900	399,900			92	268,000	307,600	357,900	399,300	410,700		
93	258,100	299,200	348,400	389,200	400,100			93	268,300	307,800	358,100	399,600	410,900		
94		299,400	348,800	389,700	400,400			94		308,000	358,400	400,100	411,200		
95		299,700	349,200	390,100	400,700			95		308,300	358,800	400,500	411,500		
96		300,100	349,500	390,500	400,900			96		308,700	359,100	400,900	411,700		
97		300,300	349,800	390,800	401,100			97		308,900	359,400	401,200	411,900		
98		300,600	350,200	391,300	401,400			98		309,200	359,800	401,700	412,200		
99		301,000	350,600	391,700	401,700			99		309,500	360,200	402,100	412,500		
100		301,400	351,000	392,100	401,900			100		309,900	360,600	402,500	412,700		

現行								改正案							
101		301,600	351,500	392,400	402,100			101		310,100	361,100	402,800	412,900		
102		301,900	351,900	392,900	402,400			102		310,400	361,500	403,300	413,200		
103		302,200	352,300	393,300				103		310,700	361,900	403,700			
104		302,500	352,700	393,700				104		311,000	362,300	404,100			
105		302,700	353,200	394,000				105		311,200	362,800	404,400			
106		303,000	353,600	394,500				106		311,500	363,200	404,900			
107		303,300	353,900	394,900				107		311,800	363,500	405,300			
108		303,600	354,200					108		312,100	363,800				
109		303,800	354,700					109		312,300	364,200				
110		304,200						110		312,600					
111		304,600						111		313,000					
112		304,900						112		313,300					
113		305,100						113		313,500					
114		305,300						114		313,700					
115		305,600						115		314,000					
116		306,000						116		314,400					
117		306,200						117		314,600					
118		306,400						118		314,800					
119		306,						119		315,					

現行									改正案								
			700									100					
	120		307,000							120		315,400					
	121		307,400							121		315,700					
	122		307,600							122		315,900					
	123		307,900							123		316,200					
	124		308,200							124		316,500					
	125		308,500							125		316,800					
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600		定年前再任用短時間勤務職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第２条　恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第１条～第23条　（略）	第１条～第23条　（略） （給与改定の実施時期等の取扱い） 第24条　この条例において準用し、又はその例によることとされる給与条例(これに基づく規則を含む。次項において同じ。)の規定について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、次項の場合を除き、給与条例の適用を受ける職員の例による。

現行	改正案
	2　この条例の規定(この条例において準用し、又はその例によることとされる給与条例の規定を含む。次項において同じ。)について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における次に掲げる会計年度任用職員の当該改正の施行の日の属する月の前月の末日（当該改正の施行の日が月の初日であるときは、その前日）までの間の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。 (1)　特定の時期に任用される会計年度任用職員であって、任期が3か月以内のもの (2)　パートタイム会計年度任用職員であって、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者に該当するもの 3　条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前2項の規定によることができない場合又は前 2 項の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、別に市長の定めるところにより、又はあらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。 4　前3項の規定は、第22条第2項において給与条例の規定の例によることとされるパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いについて準用する。
第24条　(略)	第25条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の恵庭市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第９条の３第２項第２号及び別表第１の規定は令和７年４月１日（次項において「適用

日」という。）から、改正後の条例第１７条第２項及び第３項並びに第１７条の４第２項の規定は同年１２月１日から適用する。

（恵庭市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う適用日前の異動者の号俸等の調整）

３　適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

４　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の恵庭市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（令和７年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

５　令和７年１２月に支給する期末手当に関する改正後の条例第１７条第２項及び第３項の適用については、第１７条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の１２７．５」と、同条第３項中「１００分の７１．２５」とあるのは「１００分の７２．５」とする。

（令和７年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

６　令和７年１２月に支給する勤勉手当に関する改正後の条例第１７条の４第２項の適用については、第１７条の４第２項第１号中「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の１０７．５」と、同項第２号中「１００分の５１．２５」とあるのは「１００分の５２．５」とする。

（規則への委任）

７　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第１５号

恵庭市特定乳児等通園支援事業の運営基準に関する条例の制定について

恵庭市特定乳児等通園支援事業の運営基準に関する条例を次のとおり制定することについて議決を求める。

令和７年１２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市特定乳児等通園支援事業の運営基準に関する条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
第１節　利用定員に関する基準（第３条）
第２節　運営に関する基準（第４条―第３２条）
第３章　雑則（第３３条・第３４条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第５４条の３において準用する同法第４６条第２項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について定めるものとする。

（一般原則）

第２条　特定乳児等通園支援事業者（法第５４条の３に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第３０条の１４に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第２７条第１項に規定する特定教育・保育施設及び法第２９条第１項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第１節　利用定員に関する基準

第３条　特定乳児等通園支援事業者は、１時間当たりの利用定員（法第５４条の２第１項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第３０条の１６に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）がその提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を

考慮して１月当たりの利用定員を定めるものとする。

第２節　運営に関する基準

（面談）

第４条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第１９条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第１２条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、第１項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第５条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第３０条の１５第３項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第６条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第５４条の３において準用する法第５４条第１項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第７条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第３０条の１５第３

項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第２８条の２４各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第８条　特定乳児等通園支援事業者は、法第３０条の１５第１項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第９条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第５６条第１項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第１０条　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育（法第２７条第１項に規定する特定教育・保育をいう。）及び特定地域型保育（法第２９条第１項に規定する特定地域型保育をいう。）との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第１１条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第１２条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第３０条の２０第５項（法第３０条の２１第３項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児

等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第３０条の２０第３項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

３　特定乳児等通園支援事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1)　日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2)　特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3)　食事の提供に要する費用

(4)　特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5)　前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

４　特定乳児等通園支援事業者は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

５　特定乳児等通園支援事業者は、第２項及び第３項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第３項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第１３条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第１４条　特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第１５条　特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第１６条　特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第１７条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行って

いるときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

第１８条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第１９条　特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第２２条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)　特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2)　その提供する特定乳児等通園支援の内容

(3)　職員の職種、員数及び職務の内容

(4)　特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5)　第１２条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)　第３条第１項の規定により定める１時間当たりの利用定員

(7)　特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(8)　緊急時等における対応方法

(9)　非常災害対策

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

(11)　その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第２０条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の

勤務の体制を定めておかなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第２１条　特定乳児等通園支援事業者は、第３条第１項の規定により定める１時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

（掲示等）

第２２条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第１２条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第２３条　特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第１２条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第２４条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第２５条　特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務

上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第２６条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第２７条　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第５９条第１号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第２８条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第３０条の１３において準用する法第１４条第１項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

５　特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第２９条　特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第３０条　特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2)　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3)　事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第３１条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第３２条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

(1)　第１４条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2)　第１１条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3)　第１８条の規定による市への通知に係る記録

(4)　第２８条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(5)　第３０条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第３章　雑則

（電磁的記録等）

第３３条　特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

２　特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援

事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2)　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1)　第２項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2)　ファイルへの記録の方式

5　前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6　第２項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項において準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項に

おいて準用する第２項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第６項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

第３４条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を確認するに当たり必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第１６号

恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和７年１２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和７年条例第９号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第１条～第８条　（略）	第１条～第８条　（略）
（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件） 第９条　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。	（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件） 第９条　乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。
（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等） 第10条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達	（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等） 第10条　乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達

現行	改正案
成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 （略） 第 11 条・第 12 条 （略） （虐待等の防止） 第 13 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第 14 条・第 15 条 （略） （乳児等通園支援事業所内部の規程） 第 16 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) （略） (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8)～(11) （略） 第 17 条 （略） （秘密保持等） 第 18 条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 （略） 第 19 条 （略） （乳児等通園支援事業の区分） 第 20 条 （略）	成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 （略） 第 11 条・第 12 条 （略） （虐待等の禁止） 第 13 条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第 14 条・第 15 条 （略） （乳児等通園支援事業所内部の規程） 第 16 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) （略） (6) 利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項 (8)～(11) （略） 第 17 条 （略） （秘密保持等） 第 18 条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 （略） 第 19 条 （略） （乳児等通園支援事業の区分） 第 20 条 （略）

現行	改正案
2　（略）	2　（略）
3　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員＿＿＿

現行	改正案
定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 第28条　（略）	定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 第28条　（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第１７号

和解及び損害賠償額の決定について

令和７年６月８日１２時４８分覚知の中高層建築物の火災において、放水のためのホース接続の誤りにより、同建築物の地下１階の一部を水損させた事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により議決を求める。

令和７年１２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

１　和解の相手方

（住所）東京都江戸川区東葛西６丁目１６番２号

（氏名）学校法人滋慶学園　理事長　浮　舟　邦　彦

２　和解の要旨

建築物の地下１階の一部を水損させた事故について、市は消防活動上の瑕疵があったことを認め、その損害を賠償する。

３　損害賠償の額

修理費等　３４，２６１，３４３円

議案第１８号

令和７年度恵庭市一般会計補正予算（第７号）

令和７年度恵庭市一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２５９，４３８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４１，０７８，４５２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年１２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

第 一 表　歳入歳出予算補正

歳　入　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		7,351,800	22,675	7,374,475
	1. 国庫負担金	4,956,513	107	4,956,620
	2. 国庫補助金	2,371,411	22,568	2,393,979
20. 繰入金		3,633,119	236,513	3,869,632
	1. 繰入金	3,633,119	236,513	3,869,632
22. 諸収入		731,804	250	732,054
	5. 雑入	326,712	250	326,962
歳入合計		40,819,014	259,438	41,078,452

歳　出　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		179,302	454	179,756
	1. 議会費	179,302	454	179,756
2. 総務費		7,497,501	42,764	7,540,265
	1. 総務管理費	7,198,417	42,764	7,241,181
3. 民生費		13,747,647	9,078	13,756,725
	1. 社会福祉費	6,764,244	8,661	6,772,905
	3. 生活保護費	1,653,518	417	1,653,935
6. 農林水産業費		704,966	2,565	707,531
	1. 農林費	704,966	2,565	707,531
8. 土木費		4,291,487	22,363	4,313,850
	5. 住宅費	1,037,704	22,363	1,060,067
9. 消防費		693,738	578	694,316
	1. 消防費	693,738	578	694,316
13. 職員費		3,893,458	181,636	4,075,094
	1. 職員費	3,893,458	181,636	4,075,094
歳出合計		40,819,014	259,438	41,078,452

令和　７年度恵庭市一般会計補正予算（第７号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

１ 総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16. 国庫支出金	7,351,800	22,675	7,374,475
20. 繰入金	3,633,119	236,513	3,869,632
22. 諸収入	731,804	250	732,054
歳入合計	40,819,014	259,438	41,078,452

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議会費	179,302	454	179,756	0	0	0	0	454
2. 総務費	7,497,501	42,764	7,540,265	0	0	0	0	42,764
3. 民生費	13,747,647	9,078	13,756,725	312	0	0	0	8,766
6. 農林水産業費	704,966	2,565	707,531	0	0	0	2,565	0
8. 土木費	4,291,487	22,363	4,313,850	22,363	0	0	0	0
9. 消防費	693,738	578	694,316	0	0	0	578	0
13. 職員費	3,893,458	181,636	4,075,094	0	0	0	0	181,636
歳出合計	40,819,014	259,438	41,078,452	22,675	0	0	3,143	233,620

2．歳　入

（款）　16 国庫支出金

（項）　1 国庫負担金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明
				区　分	金　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 民生費負担金	4,956,513	107	4,956,620	2 生活保護費負担金	107	被保護者就労支援事業費負担金　107
計	4,956,513	107	4,956,620			

（項）　2 国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明
				区　分	金　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
2 民生費国庫補助金	277,071	205	277,276	1 民生費補助金	205	生活保護適正実施推進事業費　205
4 土木費国庫補助金	939,661	22,363	962,024	3 公営住宅費補助金	22,363	公営住宅等整備事業交付金　22,363
計	2,371,411	22,568	2,393,979			

（款）　20 繰入金

（項）　1 繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明
				区　分	金　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 基金繰入金	3,627,429	236,513	3,863,942	1 財政調整基金繰入金	233,620	財政調整基金繰入金　233,620
				3 まちづくり推進基金繰入金	328	まちづくり推進基金繰入金　328
				8 農業振興基金繰入金	2,565	農業振興基金繰入金　2,565
計	3,633,119	236,513	3,869,632			

（款） 22 諸収入

（項） 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
	千円	千円	千円		千円		千円
3 雑 入	326,673	250	326,923	8 雑 入	250	緊急防災ラジオ購入負担金	250
計	326,712	250	326,962				

3．歳　出

（款）　1 議会費

（項）　1 議会費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額		
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1議　会　費	179,302	454	179,756				454	3職員手当等	454	1．議会関係費	(454)
										職員手当等	454
計	179,302	454	179,756				454				

（款）　2 総務費

（項）　1 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額		
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
2職員管理費	1,048,301	42,764	1,091,065				42,764	1報　酬	27,800	4．会計年度任用職員管理費	(42,764)
										報酬	27,800
								2給　料	879	給料	879
										職員手当等	11,911
								3職員手当等	11,911	共済費	2,174
								4共　済　費	2,174		
計	1,048,301	42,764	1,091,065				42,764				

（款） 3 民生費

（項） 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
5国民健康保険特別会計繰出金	653,420	4,183	657,603				4,183	27繰出金	4,183	1．国民健康保険特別会計繰出金 繰出金	(4,183) 4,183
6後期高齢者医療特別会計繰出金	348,069	1,140	349,209				1,140	27繰出金	1,140	1．後期高齢者医療特別会計繰出金 繰出金	(1,140) 1,140
7介護保険特別会計繰出金	897,299	3,338	900,637				3,338	27繰出金	3,338	1．介護保険特別会計繰出金 繰出金	(3,338) 3,338
計	1,898,788	8,661	1,907,449				8,661				

（項） 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1生活保護総務費	24,899	417	25,316	312 国			105	1報酬	314	2．生活保護適正実施推進事業費 報酬	(274) 215
								3職員手当等	79	職員手当等 共済費	43 16
								4共済費	24	3．被保護者就労支援事業費 報酬 職員手当等 共済費	(143) 99 36 8
計	24,899	417	25,316	312			105				

（款） 6 農林水産業費

（項） 1 農林費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
2農業総務費	25,760	2,565	28,325			2,565 繰入金		18負担金補助及び交付金	2,565	1．一般事務費 負担金補助及び交付金 1－2．有害鳥獣対策費 負担金補助及び交付金 農業被害防対策事業補助金	(2,565) 2,565 (2,565) 2,565 2,565
計	25,760	2,565	28,325			2,565					

（款） 8 土木費

（項） 5 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
2住宅建設費	834,826	22,363	857,189	22,363 国				18負担金補助及び交付金	22,363	1．恵央団地民間活力建設事業費 負担金補助及び交付金 PFI建設事業負担金	(22,363) 22,363 22,363
計	834,826	22,363	857,189	22,363							

（款） 9 消防費

（項） 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
5災害対策費	18,890	578	19,468			578 繰入金 328 諸収入 250		12委託料	578	1．災害対策費 委託料 1－1．災害対策事業費 委託料 緊急防災ラジオ調達委託	(578) 578 (578) 578
計	18,890	578	19,468			578					

（款） 13 職員費

（項） 1 職員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1職員給与費	3,893,458	181,636	4,075,094				181,636	2給料	62,220	1．職員給与費	(181,636)
										給料	62,220
								3職員手当等	42,514	職員手当等	42,514
										共済費	8,727
								4共済費	8,727	負担金補助及び交付金	68,175
										一般職退職手当負担金	68,175
								18負担金補助及び交付金	68,175		
計	3,893,458	181,636	4,075,094				181,636				

説 明 資 料

（一般会計）

（千円）

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
1 議会費	1 議会費	1 議会費	1 議会関係費	454					454	特別職報酬等審議会からの意見を受けた議員期末手当の改定
2 総務費	1 総務管理費	2 職員管理費	4 会計年度任用職員管理費	42,764					42,764	人事院勧告による給与改定等
3 民生費	1 社会福祉費	5 国民健康保険特別会計繰出金	1 国民健康保険特別会計繰出金	4,183					4,183	人事院勧告による給与改定等
3 民生費	1 社会福祉費	6 後期高齢者医療特別会計繰出金	1 後期高齢者医療特別会計繰出金	1,140					1,140	人事院勧告による給与改定等
3 民生費	1 社会福祉費	7 介護保険特別会計繰出金	1 介護保険特別会計繰出金	3,338					3,338	人事院勧告による給与改定等
3 民生費	3 生活保護費	1 生活保護総務費	2 生活保護適正実施推進事業費	274	205				69	人事院勧告による給与改定等
3 民生費	3 生活保護費	1 生活保護総務費	3 被保護者就労支援事業費	143	107				36	人事院勧告による給与改定等
6 農林水産業費	1 農林費	2 農業総務費	1-2 有害鳥獣対策費	2,565				2,565		農業被害罷対策事業の実施による増額
8 土木費	5 住宅費	2 住宅建設費	1 恵央団地民間活力建設事業費	22,363	22,363					社会資本整備総合交付金の対象範囲増に伴う事業費調整
9 消防費	1 消防費	5 災害対策費	1-1 災害対策事業費	578				578		緊急防災ラジオ普及事業の追加実施による増額
13 職員費	1 職員費	1 職員給与費	1 職員給与費	181,636					181,636	人事院勧告による給与改定等
合計				259,438	22,675	0	0	3,143	233,620	一般財源の内訳 財政調整基金繰入金　233,620千円

議案第１９号

令和７年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和７年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２，０５９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，９９５，２１８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年１２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

第 一 表　歳入歳出予算補正

歳　入　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		665,324	4,183	669,507
	1. 一般会計繰入金	653,420	4,183	657,603
7. 国庫支出金		0	7,876	7,876
	1. 国庫補助金	0	7,876	7,876
歳入合計		6,983,159	12,059	6,995,218

歳　出　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		148,437	11,770	160,207
	1. 総務管理費	148,151	11,770	159,921
5. 保健事業費		79,124	289	79,413
	2. 特定健康診査等事業費	61,556	289	61,845
歳出合計		6,983,159	12,059	6,995,218

令和　７年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）説明書

１ 総　括

歳入歳出補正予算事項別明細書

（歳　入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4. 繰入金	665,324	4,183	669,507
7. 国庫支出金	0	7,876	7,876
歳入合計	6,983,159	12,059	6,995,218

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 総務費	148,437	11,770	160,207	7,876	0	0	0	3,894
5. 保健事業費	79,124	289	79,413	0	0	0	0	289
歳出合計	6,983,159	12,059	6,995,218	7,876	0	0	0	4,183

2．歳　入

（款）　4 繰入金

（項）　1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 一般会計繰入金	653,420	4,183	657,603	1 一般会計繰入金	4,183	
計	653,420	4,183	657,603			

（款）　7 国庫支出金

（項）　1 国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
	千円	千円	千円		千円		千円
2 子ども・子育て支援事業費	0	7,876	7,876	1 子ども・子育て支援事業費補助金	7,876	子ども・子育て支援事業費補助金	7,876
計	0	7,876	7,876				

3．歳　出

（款）　1 総務費

（項）　1 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額		
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1一般管理費	146,447	11,770	158,217	7,876			3,894	1報　酬	2,665	1．一般事務費（国保医療課）	(10,444)
				国						報酬	2,568
								2給　料	660	委託料	7,876
										子ども･子育て支援事業システム整備委託	
								3職員手当等	408	2．一般事務費（債権管理課）	(1,326)
										報酬	97
								4共　済　費	94	給料	660
										職員手当等	408
								12委　託　料	7,876	共済費	94
										負担金補助及び交付金	67
								18負担金補助及び交付金	67	退職手当負担金	67
計	146,447	11,770	158,217	7,876			3,894				

（款）　5 保健事業費

（項）　2 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額		
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1特定健康診査等事業費	61,556	289	61,845				289	1報　酬	187	1．特定健康診査等事業費	(289)
										報酬	187
								3職員手当等	86	職員手当等	86
										共済費	16
								4共　済　費	16		
計	61,556	289	61,845				289				

説 明 資 料

（国民健康保険特別会計）

（千円）

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1 一般事務費（国保医療課）	10,444	7,876				2,568	人事院勧告に伴う給与改定等及び子ども・子育て支援金の徴収に係るシステムの整備
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	2 一般事務費（債権管理課）	1,326					1,326	人事院勧告に伴う給与改定等
5 保健事業費	2 特定健康診査等事業費	1 特定健康診査等事業費	1 特定健康診査等事業費	289					289	人事院勧告に伴う給与改定等
合計				12,059	7,876	0	0	0	4,183	一般財源の内訳 一般会計繰入金　4,183千円

議案第２０号

令和７年度恵庭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和７年度恵庭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，６４６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，３１０，４６４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年１２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

第 一 表　歳入歳出予算補正

歳　入　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		348,069	1,140	349,209
	1. 繰入金	348,069	1,140	349,209
5. 国庫支出金		0	2,506	2,506
	1. 国庫補助金	0	2,506	2,506
歳入合計		1,306,818	3,646	1,310,464

歳　出　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		75,834	3,646	79,480
	1. 総務管理費	75,834	3,646	79,480
歳出合計		1,306,818	3,646	1,310,464

令和　７年度恵庭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）説明書

１ 総　括

歳入歳出補正予算事項別明細書

（歳　入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2. 繰入金	348,069	1,140	349,209
5. 国庫支出金	0	2,506	2,506
歳入合計	1,306,818	3,646	1,310,464

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 総務費	75,834	3,646	79,480	2,506	0	0	0	1,140
歳出合計	1,306,818	3,646	1,310,464	2,506	0	0	0	1,140

2．歳　入

（款）　2 繰入金

（項）　1 繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
	千円	千円	千円		千円		千円
1 繰　　入　　金	348,069	1,140	349,209	1 一般会計繰入金	1,140	事務費繰入金	484
						保健事業と介護予防の一体的実施受託事業繰入金	656
計	348,069	1,140	349,209				

（款）　5 国庫支出金

（項）　1 国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
	千円	千円	千円		千円		千円
1 子ども・子育て支援事業費補助金	0	2,506	2,506	1 子ども・子育て支援事業費補助金	2,506	子ども・子育て支援事業費補助金	2,506
計	0	2,506	2,506				

３．歳　出

（款）　１ 総務費

（項）　１ 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
１一般管理費	23,536	2,990	26,526	2,506 国			484	１報　　酬	324	１．一般事務費　(2,990) 報酬　324
								３職員手当等	135	職員手当等　135
										共済費　25
								４共　済　費	25	委託料　2,506
										子ども・子育て支援事業システム整備委託
								１２委　託　料	2,506	
３保健・介護一体的実施推進事業費	13,186	656	13,842				656	１報　　酬	508	１．高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費　(656) 報酬　508
								３職員手当等	125	職員手当等　125
								４共　済　費	23	共済費　23
計	36,722	3,646	40,368	2,506			1,140			

説 明 資 料

（後期高齢者医療特別会計）

（千円）

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1 一般事務費	2,990	2,506				484	人事院勧告に伴う給与改定等及び子ども・子育て支援金の徴収に係るシステムの整備
1 総務費	1 総務管理費	3 保健・介護一体的実施推進事業費	1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費	656					656	人事院勧告に伴う給与改定等
合計				3,646	2,506	0	0	0	1,140	一般財源の内訳 一般会計繰入金　1,140千円

議案第２１号

令和７年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第２号）

令和７年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，３３８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，４８５，６７８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年１２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

第 一 表　歳入歳出予算補正

歳　入　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		995,586	3,338	998,924
	1. 一般会計繰入金	897,299	3,338	900,637
歳入合計		5,482,340	3,338	5,485,678

歳　出　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		177,889	2,809	180,698
	1. 総務管理費	99,557	1,874	101,431
	3. 介護認定審査会費	57,732	935	58,667
3. 地域支援事業費		414,857	529	415,386
	2. 一般介護予防事業費	24,469	529	24,998
歳出合計		5,482,340	3,338	5,485,678

令和　７年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第２号）説明書

１ 総　括

歳入歳出補正予算事項別明細書

（歳　入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6. 繰入金	995,586	3,338	998,924
歳入合計	5,482,340	3,338	5,485,678

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 総務費	177,889	2,809	180,698	0	0	0	0	2,809
3. 地域支援事業費	414,857	529	415,386	0	0	0	0	529
歳出合計	5,482,340	3,338	5,485,678	0	0	0	0	3,338

２．歳　入

（款）　６ 繰入金

（項）　１ 一般会計繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
５ その他一般会計繰入金	177,988	3,338	181,326	１ 事 務 費 繰 入 金	3,338	事務費繰入金　3,338
計	897,299	3,338	900,637			

3．歳　出

（款）　1 総務費

（項）　1 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額		
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1一般管理費	99,557	1,874	101,431				1,874	18負担金補助及び交付金	1,874	1．一般事務費 負担金補助及び交付金 退職手当負担金	(1,874) 1,874 1,874
計	99,557	1,874	101,431				1,874				

（項）　3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額		
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
2認定調査費	51,415	935	52,350				935	1報　酬 3職員手当等 4共　済　費	648 233 54	1．認定調査費 報酬 職員手当等 共済費	(935) 648 233 54
計	51,415	935	52,350				935				

（款）　3 地域支援事業費

（項）　2 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明	
				特定財源			一般財源	区　分	金　額		
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1一般介護予防事業費	24,469	529	24,998				529	1報　酬 3職員手当等	366 132	1．介護予防把握事業費 報酬 職員手当等 共済費 1－1．介護予防把握事業費（相談）	(529) 366 132 31 (264)

								4共　済　費	31	報酬	183
										職員手当等	66
										共済費	15
										１－２．介護予防把握事業費（介護予防）	(265)
										報酬	183
										職員手当等	66
										共済費	16
計	24,469	529	24,998				529				

説 明 資 料

（介護保険特別会計）

（千円）

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1 一般事務費	1,874					1,874	人事院勧告に伴う給与改定等
1 総務費	3 介護認定審査会費	2 認定調査費	1 認定調査費	935					935	人事院勧告に伴う給与改定等
3 地域支援事業費	2 一般介護予防事業費	1 一般介護予防事業費	1-1 介護予防把握事業費（相談）	264					264	人事院勧告に伴う給与改定等
3 地域支援事業費	2 一般介護予防事業費	1 一般介護予防事業費	1-2 介護予防把握事業費（介護予防）	265					265	人事院勧告に伴う給与改定等
合計				3,338	0	0	0	0	3,338	一般財源の内訳 一般会計繰入金　3,338千円

議案第２２号

令和７年度恵庭市水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和７年度恵庭市水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条　令和７年度恵庭市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支　出			
第１款　水道事業費用	1,581,278 千円	5,968 千円	1,587,246 千円
第１項　営業費用	1,545,879 千円	5,968 千円	1,551,847 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第３条　予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額　５１５，６５３千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額４８，４６３千円、過年度分損益勘定留保資金　４６７，１９０千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額５１７，６４７千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額４８，４６３千円、過年度分損益勘定留保資金　４６９，１８４千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支　出			
第１款　資本的支出	811,132 千円	1,994 千円	813,126 千円
第１項　建設改良費	684,212 千円	1,994 千円	686,206 千円

（議会の議決を経なければ流用できない経費）

第４条　予算第８条第１号中「１３３，８８１千円」を「１４１，８４３千円」に改める。

令和７年１２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

令和７年度　恵庭市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

支　　出

（単位：千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
１．水道事業費用			1,581,278	5,968	1,587,246	
	１．営業費用		1,545,879	5,968	1,551,847	
		２．配水及び給水費	141,306	1,973	143,279	配水及び給水施設の維持管理に要する費用
		４．総係費	192,561	3,995	196,556	水道料金に係る業務及び事業活動全般に要する費用

（消費税込み）

資本的収入及び支出

支　　出

（単位：千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
１．資本的支出			811,132	1,994	813,126	
	１．建設改良費		684,212	1,994	686,206	
		１．水道施設整備費	457,075	1,994	459,069	配水管等の整備に要する費用

（消費税込み）

令和７年度　恵庭市水道事業会計　予定キャッシュ・フロー計算書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：千円）

（1） 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は損失）	84,735
減価償却費	427,516
修繕引当金の増減額(△は減少)	0
特別修繕引当金の増減額(△は減少)	20,000
貸倒引当金の増減額(△は減少)	31
賞与・法定福利費引当金の増減額(△は減少)	△ 898
長期前受金戻入額	△ 56,176
受取利息及び配当金	500
支払利息	17,793
固定資産除却損	29,083
未収金の増減額(△は増加)	10,658
未払金の増減額(△は減少)	15,293
未払費用の増減額(△は減少)	94
たな卸資産の増減額(△は増加)	500
預り金の増減額(△は減少)	△ 970
その他資産負債の増減額	△ 13
小　　計	548,146
利息及び配当金の受取額	△ 500
利息の支払額	△ 17,793
業務活動によるキャッシュ・フロー	529,853

（2） 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△ 637,924
工事負担金等による収入	51,479
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 586,445
（3） 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良企業債による収入	244,000
建設改良企業債の償還による支出	△ 124,920
財務活動によるキャッシュ・フロー	119,080
資金増加額（又は減少額）	62,488
資金期首残高	1,097,434
資金期末残高	1,159,922

（消費税抜き）

令和７年度　恵庭市水道事業会計補正予算（第１号）給与費明細書

１．総　　括

（単位：千円）

区　分	職員数（人）				給与費				法定福利費	合　計
	特別職	一般職	その他	計	報　酬	給　料	手　当	計		
補　正　後	0	15	4	19	8,568	61,443	42,599	112,610	29,233	141,843
補　正　前	0	15	4	19	7,727	59,432	42,469	109,628	24,253	133,881
比　較	0	0	0	0	841	2,011	130	2,982	4,980	7,962

※職員数のその他は、短時間勤務の再任用職員及び会計年度任用職員の人数を計上。

（消費税込み）

（単位：千円）

手当の内訳	区　分	扶養手当	通勤手当	住居手当	寒冷地手当	管理職手当
	補　正　後	2,694	735	1,296	1,494	2,120
	補　正　前	2,694	735	1,296	1,494	2,120
	比　較	0	0	0	0	0
	区　分	時間外手当	児童手当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	管理職特別勤務手当
	補　正　後	4,477	2,340	0	27,395	48
	補　正　前	4,477	2,340	0	27,265	48
	比　較	0	0	0	130	0

（消費税込み）

（１）会計年度任用職員以外の職員

（単位：千円）

区　　分	職　　員　　数　(人)				給　　与　　費				法定福利費	合　　計
	特別職	一般職	その他	計	報　　酬	給　　料	手　　当	計		
補　正　後	0	15	0	15	0	61,443	40,065	101,508	27,402	128,910
補　正　前	0	15	0	15	0	59,432	39,935	99,367	22,422	121,789
比　　較	0	0	0	0	0	2,011	130	2,141	4,980	7,121

※職員数のその他は、短時間勤務の再任用職員の人数を計上。

（消費税込み）

（単位：千円）

手当の内訳	区　　分	扶養手当	通勤手当	住居手当	寒冷地手当	管理職手当
	補　正　後	2,694	735	1,296	1,494	2,120
	補　正　前	2,694	735	1,296	1,494	2,120
	比　　較	0	0	0	0	0
	区　　分	時間外手当	児童手当	特殊勤務手当	期末勤勉手当	管理職特別勤務手当
	補　正　後	4,477	2,340	0	24,861	48
	補　正　前	4,477	2,340	0	24,731	48
	比　　較	0	0	0	130	0

（消費税込み）

（２）会計年度任用職員

（単位：千円）

区　　分	職　　員　　数　（人）				給　　与　　費				法定福利費	合　　計
	特別職	一般職	その他	計	報　　酬	給　　料	手　　当	計		
補　正　後	0	0	4	4	8,568	0	2,534	11,102	1,831	12,933
補　正　前	0	0	4	4	7,727	0	2,534	10,261	1,831	12,092
比　　較	0	0	0	0	841	0	0	841	0	841

※職員数のその他は、一週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員よりも短い会計年度任用職員の人数を計上。

（消費税込み）

２．給料及び手当の増減額の明細

（単位：千円）

区　　分	増　減　額	増　減　事　由　別　内　訳		説　　明
給　　料	2,011	給与改定に伴う増減分	2,011	令和7年度人事院勧告による給料改定
		普通昇給に伴う増減分	0	
		その他の増減分	0	
手　　当	130	制度改定に伴う増減分	130	令和7年度人事院勧告による期末・勤勉手当引き上げ
		その他の増減分	0	

３．給料及び手当の状況

（１）期末手当・勤勉手当

区　　分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	６月（月分）	１２月（月分）		
補　正　後	2.300	2.350	4.650	有
補　正　前	2.300	2.300	4.600	有
比　　較	0.000	0.050	0.050	有

令和７年度　恵庭市水道事業会計　予定損益計算書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：千円）

1　営業収益			
（1）給水収益	1,384,446		
（2）受託事業収益	46,244		
（3）その他営業収益	61,239	1,491,929	
2　営業費用			
（1）受水費	681,316		
（2）配水及び給水費	135,231		
（3）受託工事費	4,968		
（4）総係費	186,662		
（5）減価償却費	427,516		
（6）資産減耗費	29,583	1,465,276	
営業利益			26,653
3　営業外収益			
（1）受取利息及び配当金	500		
（2）他会計負担金	20,120		
（3）長期前受金戻入	56,176		
（4）雑収益	2,672	79,468	
4　営業外費用			
（1）支払利息及び企業債取扱諸費	17,793		
（2）雑支出	10	17,803	61,665
経常利益			88,318
5　特別損失			
（1）過年度損益修正損	1,764	1,764	
6　予備費			
（1）予備費	1,819	1,819	△ 3,583
当年度純利益			84,735
前年度繰越利益剰余金			242,020
その他未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処分利益剰余金			326,755

（消費税抜き）

令和７年度　恵庭市水道事業会計　予定貸借対照表

（令和8年3月31日）

資　産　の　部

（単位：千円）

1　固定資産				
(1)　有形固定資産				
イ　土地		145,133		
ロ　建物	350,517			
減価償却累計額	△ 90,028	260,489		
ハ　構築物	15,136,810			
減価償却累計額	△ 7,059,416	8,077,394		
ニ　機械及び装置	357,779			
減価償却累計額	△ 227,363	130,416		
ホ　車両運搬具	31,012			
減価償却累計額	△ 19,108	11,904		
ヘ　工具器具及び備品	62,725			
減価償却累計額	△ 51,239	11,486		
ト　メーター	857,466			
減価償却累計額	△ 293,597	563,869		
チ　建設仮勘定		60,109		
有形固定資産合計			9,260,800	
(2)　無形固定資産				
イ　土地利用権		1,936		
ロ　施設利用権		18,286		
ハ　電話加入権		21		
ニ　ソフトウェア		7,267		
無形固定資産合計			27,510	
(3)　投資その他の資産				
イ　破産更生債権等	433			
貸倒引当金	△ 433	0		
投資その他の資産合計			0	
固定資産合計				9,288,310
2　流動資産				
(1)　現金預金			1,159,922	
(2)　未収金		133,830		
貸倒引当金		△ 252	133,578	
(3)　貯蔵品			7,596	
(4)　その他流動資産			1,000	
流動資産合計				1,302,096
資産合計				10,590,406

（消費税抜き）

負　債　の　部

（単位：千円）

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,947,202		
企業債合計		1,947,202	
(2) 引当金			
イ 修繕引当金	63,911		
ロ 特別修繕引当金	123,980		
引当金合計		187,891	
固定負債合計			2,135,093
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	101,864		
企業債合計		101,864	
(2) 未払金		119,900	
(3) 未払費用		1,101	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	7,646		
ロ 法定福利費引当金	1,669		
引当金合計		9,315	
(5) 預り金		100,147	
流動負債合計			332,327
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	1,560,991		
ロ 補助金	144,484		
ハ 工事負担金	1,050,883		
長期前受金合計		2,756,358	
(2) 長期前受金仮勘定		60,109	
(3) 長期前受金収益化累計額		△ 1,677,134	
繰延収益合計			1,139,333
負債合計			3,606,753

（消費税抜き）

資　本　の　部

（単位：千円）

6　資本金			
（1）　資本金		6,038,341	
資本金合計			6,038,341
7　剰余金			
（1）　資本剰余金			
イ　受贈財産評価額	21,347		
ロ　補助金	161,558		
ハ　工事負担金	435,652		
資本剰余金合計		618,557	
（2）　利益剰余金			
イ　当年度未処分利益剰余金	326,755		
利益剰余金合計		326,755	
剰余金合計			945,312
資本合計			6,983,653
負債・資本合計			10,590,406

（消費税抜き）

令和７年度　恵庭市水道事業会計補正予算（第１号）実施計画明細書

収益的収入及び支出
支　　出

（収益的支出）

（単位：千円）

款 / 項 / 目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
1. 水道事業費用	1,581,278	5,968	1,587,246				
1. 営業費用	1,545,879	5,968	1,551,847				
2. 配水及び給水費	141,306	1,973	143,279	1. 給料	682	人件費	
				3. 賞与引当金繰入額	24	令和７年度給与勧告による号俸の引き上げ	
				4. 法定福利費	935	職員　３名、会計年度任用職員　１名	1,973 千円
				5. 法定福利費引当金繰入額	10	（うち賞与・法定福利費引当金繰入額	34 千円）
				7. 報酬	322		
4. 総係費	192,561	3,995	196,556	1. 給料	1,329	人件費	
				3. 賞与引当金繰入額	106	令和７年給与勧告による号俸の引き上げ	
				4. 法定福利費	2,328	職員　７名、会計年度任用職員　２名	3,995 千円
				5. 法定福利費引当金繰入額	31	（うち賞与・法定福利費引当金繰入額	137 千円）
				7. 報酬	201		

（消費税込み）

（資本的支出）

（単位：千円）

款 / 項 / 目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
1. 資本的支出	811,132	1,994	813,126				
1. 建設改良費	684,212	1,994	686,206				
1. 水道施設整備費	457,075	1,994	459,069	4. 法定福利費	1,676	人件費	
				7. 報酬	318	令和７年給与勧告による号俸の引き上げ	
						職員　５名、会計年度任用職員　１名	1,994 千円

（消費税込み）